

## 日本ダウン症療育研究会会則

### 第1条（名称及び事務局）

本会は日本ダウン症療育研究会と称し、事務局を近畿大学医学部小児科内におく。  
英文名称を The Japanese Society for Clinical Research on Physical and Cognitive Development in Children with Down Syndrome(JSPCDDS)とする。

### 第2条（目的）

本会は、ダウン症児の療育と家族の良好な関係を構築する研究を進め、その結果を日常の診療に活かし、会員相互の交流を通じて社会に貢献することを目的とする。

### 第3条（事業）

前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 原則として年2回、研究会を開催し、会員による研究発表をはじめ、講演などを行う。
- (2) 総会は年1回開催し、事業報告、会計報告などを行う。
- (3) 年1回の研究会誌を発行する。
- (4) 発達相談員を養成するセミナーを適宜開催する。
- (5) 病院小児科スタッフによる育児不安サポートシステム、作業部会を設置する。
- (6) その他、本会の目的を達するために必要な事業を行う。
- (7) 会則第3条第4項の目的のために、本会に「ダウン症赤ちゃん体操指導員養成コース」を設けることができる。別途内規を定めて運用する。

### 第4条（会員）

本会に入会を希望する者は、住所・氏名・職業などを明記して、本会事務局に申し込むこととする。

会員は本会の目的達成に協力し、年会費 3,000 円を払わなければならない。また、賛助会員を募ることができる。

### 第5条（役員）

本会には会長1名、幹事若干名、監事2名以内を置く。

- (1) 会長は会務を統括し、会を代表する。会長の選出は評議員会がこれを行う。
- (2) 幹事は会長を助け、幹事会を構成し会務を執行する。幹事は会長が評議員会に諮り決定する。
- (3) 監事は評議員会において選出し、会の会計を監査する。
- (4) 監事は研究会の業務・運営を監査する。
- (5) 評議員会は会員の投票により選出し、事業計画、会の収支・予算・決算及びその他重要な事項について審議する。
- (6) 役員及び評議員の任期は2年とし、再選できる。
- (7) 本会に名誉会長、名誉会員を置くことができる。任期は定めない。

### 第6条（その他）

本会は寄附を受け付けることができる。

本会の事業年度は学年暦（4月1日～翌年3月31日まで）とする。

本会則の改正は総会の議をへて行うことができる。

本会には細則、附則を設けることができる。

### 附則

この会則は平成18年4月1日から施行する。

この会則は平成22年6月26日に改訂した。

この会則は平成25年6月29日に改訂した。

この会則は平成28年7月9日に改訂した。

この会則は平成29年7月22日に改訂した。

当面は幹事会が評議員会を兼ねる。

「ダウン症赤ちゃん体操指導員養成コース」に関する内規 平成19年2月17日

「日本ダウン症療育研修施設」に関する内規 平成19年2月17日

「指導員」に関する内規 平成19年2月17日

## 役員

会長  
幹事

玉井 浩 (大阪医科大学)  
小野正恵 (東京通信病院)  
篠原 徹 (近畿大学) (事務局長)  
杉村真由美 (兵庫県立尼崎総合医療センター) (庶務担当)  
高瀬悦子 (金沢医科大学病院)  
土井 拓 (天理よろづ相談所病院)  
南部光彦 (なんぶ小児科アレルギー科)  
西久保敏也 (奈良県立医科大学)  
野中路子 (兵庫県立こども発達支援センター)  
福岡希代子 (兵庫県立尼崎総合医療センター)  
藤田弘子 (兵庫県立尼崎総合医療センター)  
毎原敏郎 (兵庫県立尼崎総合医療センター)  
山田みどり (熊本県こども総合療育センター) (50音順)  
児玉荘一 (兵庫県立こども病院)

監事

## 細則

### (1) 賛助会員

個人の場合は1万円、法人の場合は3万円とする。研究会誌に広告を掲載する場合は別途料金を受け付ける。

### (2) 退会

年会費を3年間滞納した場合は原則退会とする。